

○観音寺市広告掲載要綱

平成19年 5 月15日告示第97号

改正

平成22年 3 月26日告示第55号

観音寺市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、条例、規則等に定めるものを除くほか、市の資産等を広告媒体として活用することにより、民間企業等との協働によって市の新たな財源確保を推進し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市の資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する広報紙及び市が使用する封筒その他印刷物

イ 市の財産

ウ 前ア及びイに掲げるもののほか、市長が適切と認めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 広告主 広告を掲載しようとする者

(広告媒体の選定及び広告の規格等)

第3条 広告掲載を行う広告媒体の選定、広告の規格、掲載位置及び料金等の決定は、関係する部局において行う。

(広告の募集及び選定)

第4条 広告媒体に係る部局において、広告の募集方法を決定し、募集を実施し、本要綱に照らし、掲載する広告を選定する。

2 広告の選定に当たり、疑義が生じた場合等においては、第10条に定める観音寺市広告審査委員会に諮るものとする。

(広告掲載等の基本原則)

第5条 広告媒体に掲載する広告は、広告主の事業の適正化及び消費者の保護を図り、かつ地域社会及び地域経済の健全な発展並びに市民等への生活情報の提供に資するものとし、その基本原則は次のとおりとする。

- (1) 公正で真実なものであること。
- (2) 広告の受け手に不利益を与えることのないものであること。
- (3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。
- (4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。
- (5) 本市条例及び関係法規を遵守したものであること。

(掲載しない広告)

第6条 広告媒体に掲載しない広告は、内容が前条の基本原則に反するもののほか、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 政治、宗教及び選挙に関するもの
- (2) 意見広告及び個人の名刺広告に類するもの
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 商品先物取引及び貸金業に類するもの
- (6) 印刷物等の使用・発行目的に支障を来すもの
- (7) 風俗営業に係るもの又はこれに類するもの
- (8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (9) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (10) その他市長が適切でないと認めたもの

2 前項に定めるもののほか、国、地方公共団体その他公共的団体が公用若しくは公共のために表示し、又はこれらの委託を受けて表示されるもの、行政財産の使用許可に基づき事業所等を設置する者が、当該使用許可を受けた財産において当該事業所等の名称その他の自己の事業等の内容について表示するもの、その他広告料を徴収することが適切でないと認められるものについては、広告掲載の対象としないことができる。

(広告主の優先順位)

第7条 広告主の選定は、広告媒体の性格上、地域性の高いものを優先させることとし、

次に掲げる優先順位に従って行うものとする。

優先順位 1 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業・事業者等又は商店街・
専門店街等の連合体

優先順位 2 「優先順位 1」以外の企業・事業者等

優先順位 3 その他市長が適切と認めるもの

(広告の責任)

第 8 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。

(契約)

第 9 条 広告掲載が決定した場合、担当部局は速やかに使用許可をし、契約を締結しなければならない。

(観音寺市広告審査委員会)

第10条 第 4 条第 2 項の規定により、広告媒体に掲載される広告選定を適正に行うため、
必要に応じて観音寺市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を置くことができる。

2 審査会の委員長には政策部長を、委員には企画課長、秘書課長、総務課長、会計課長、
人権課長及び少年育成センター所長をもって充てる。

3 委員長は前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の課長
を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、企画課長がその職務を代行する。

5 審査会の会議は、委員長が招集する。

(1) 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

(2) 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

(3) 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員
長の決するところによる。

(4) 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求めその
意見又は説明を聴くことができる。

6 審査会の事務局は、政策部企画課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 5 月15日から施行する。

附 則（平成22年 3 月26日告示第55号）

この要綱は、平成22年 4 月 1 日から施行する。